


税
**国民健康保険税の特別徴収
(年金からの天引き)**

平成26年4月の年金支給分から国民健康保険税を特別徴収(仮徴収)される人(一定の要件を満たす場合)に、3月末頃に納税通知書兼特別徴収開始通知書(仮徴収)を送付します。

1. 特別徴収となる人の要件

国民健康保険に加入されている人で、次の要件をすべて満たす人(世帯主)が、国民健康保険税の特別徴収の対象となります。

- ① 世帯主が国民健康保険加入
- ② 世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳
- ③ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている
- ④ 世帯主が受給している年金が年額18万円以上
- ⑤ 特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給している年金額の2分の1以下

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は、特別徴収にはなりません。

2. 特別徴収の対象となる年金

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金で、受給額が年額18万円以上の年金が特別徴収の対象となります。

複数の年金を受給している場合は、次の優先順位により特別徴収される年金を決定します。複数の年金から重複して徴収されることはありません。

- ① 厚生労働大臣(国民年金・厚生年金・船員保険の順)
- ② 国家公務員共済組合
- ③ 農林漁業団体職員共済組合
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤ 地方公務員共済組合(公立学校共済組合を含む)

3. 年金からの特別徴収月

仮徴収は、年税額決定前の4月・6月・8月の支給年金から特別徴収します。

年税額決定後は仮徴収税額を差し引いた残りの額を10月・12月・2月の支給年金から特別徴収(本徴収)します。

4. 特別徴収から口座振替での普通徴収に変更することができます

書面による「申し出」が必要です。特別徴収の停止は、「申し出」日の翌月から3か月目以降の最初の

年金支給月からです。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。

※期別による口座振替となります(これまで全期前納を申し込まれていた人も、変更後は期別納付となります。また、納付書による納付には変更できません)。

3月末日までに「申し出」した場合、6月以降の特別徴収を停止し、7月(第1期)から口座振替での普通徴収となります。

口座振替による納付で滞納した場合(残高不足で引き落としができなかった場合等)は、特別徴収に切り替えることがあります。

世帯主以外の口座から引き落としを希望される場合でも、納税通知書等の送付先は世帯主(納税義務者)あてとなります。

必要なもの

- ① 国民健康保険税納付方法変更申出書(市役所課税課窓口に用意してあります)
- ② 山武市口座振替依頼書兼自動振込利用申込書(依頼者控)

※新たに口座振替で納付する人や、今までは異なる口座で振替納付をする人は、「申し出」前に金融機関で口座振替の手続きが必要が必要です。

※既に口座振替納付している人は②の提出は不要です。

- ③ 申出者(世帯主または世帯員)の国民健康保険証
- ④ 印鑑(自動印不可)

5. 所得税・市民税県民税申告時の社会保険料控除

1月から12月までの一年間に納付した国民健康保険税は、実際に支払った人が所得税確定申告や市民税県民税(住民税)申告の社会保険料控除とすることができます。

年金から特別徴収された国民健康保険税は、特別徴収された本人以外の人の社会保険料控除として申告することはできません。

ただし、「申し出」により口座振替による納付に変更した場合は、口座名義人の社会保険料控除として申告することができます。

6. 年金保険者からの通知

年金保険者からの「年金振込通知書」等に記載される国民健康保険税額は、市からの「納税通知書」等と同じ保険税であり、重複して徴収するものではありません。

税額が変更された場合は、市から送付する通知をご確認ください。
 課税課市民税係 ☎(80)1281



キャッシュカードだけで口座振替の登録ができます

市役所・各出張所の窓口で、キャッシュカードだけで簡単に市税の口座振替のお申し込みができます!!
納付の手間や納め忘れがなく、安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。

手続きはとても簡単です

依頼書の記入

お名前・住所を記入します。
(印鑑不要)



端末操作

窓口で置かれた端末にキャッシュカードを
通し、暗証番号を入力します。



登録完了

登録内容をご確認の上、
手続き完了です。



【よくあるお問い合わせ】

- 問** 口座受付サービスで利用できる税目はなんですか?
答 市県民税、固定資産税、国民健康保険税です。
- 問** どの金融機関のキャッシュカードでもいいですか?
答 次の金融機関の普通預金、普通貯金(ゆうちょ銀行)のキャッシュカードが利用できます。
 千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、
 埼玉りそな銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行
- 問** どこで手続きができますか?
答 次の窓口で手続きができます。
 収税課・課税課・国保年金課・各出張所
- 問** 窓口を持っていくものはありますか?
答 利用できる金融機関のキャッシュカードをお持ちください(印鑑不要)。
 キャッシュカードの種類によってはご利用できない場合があります。お問い合わせください。
 ※従来の口座振替依頼書での申し込みも引き続き受け付けています。 〇収税課 ☎(80)1151

(原則として申込日の翌月から口座振替を開始します。申込日によっては、当月からの開始が可能です。詳しくは窓口でご案内します。)

東金税務署からのお知らせ

◆4月1日から消費税率引き上げ
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

主な改正内容

- ①消費税収入の用途が明確化
 国分の消費税収入は、社会保障給付・少子化対策に要する経費(社会保障4経費)に、地方消費税(引き上げ分)および消費税収入に係る地方交付税分は、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
- ②消費税率引き上げ
 段階的に引き上げが行われます。
 ・平成26年4月1日から 8%
 ・平成27年10月1日から 10%
 ※経済状況等を総合的に勘案した上で、税率引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

③税率引き上げに伴う経過措置
適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものは、改正前の税率を適用する経過措置が講じられています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

○消費税価格転嫁等総合相談センター
 転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口が設置されています。専用ダイヤル、ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル
 ☎0570(200)123
 平日午前9時～午後5時(3・4月は土曜日も受付)
 HP <http://www.tenkasoudan.go.jp>
 (24時間受付)

◆印紙税の非課税範囲が拡大
 事業者の皆さんが作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、平成26年4月1日以降に受取金額が5万円未満のものは非課税となります(現在は、記載された金額が3万円未満のものが非課税です)。

※平成26年4月1日以降、領収証等を作成する際は、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないようご注意ください。
 〇 東金税務署 ☎(52)31211
 (自動音声で案内)